(趣旨)

第1条 京都市役所の環境マネジメントシステム(京都市役所オリジナル環境マネジメントシステムKYOMS、以下「システム」という。)の運用等について、専門的な見地から意見を求めることを目的として、京都市役所環境マネジメントシステム外部有識者会議(以下「会議」という。)を開催する。

(委員)

- 第2条 会議に参加する委員は、学識経験のある者、環境マネジメントシステムに見 識のある者、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼する。
- 2 前項の規定により依頼する委員の人数は、4人以内とする。

(任期)

- 第3条 委員の任期は、就任した年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

- 第4条 市長は、委員のうちから会議の会長を指名する。
- 2 会長は、会議の進行をつかさどる。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。 (招集)
- 第5条 会議は、市長が招集する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、環境政策局長が 定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年12月9日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 京都市役所環境マネジメントシステム第三者確認審査会設置要綱(以下「旧要綱」 という。) は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱に基づく京都市役所環境マネジメントシステム 第三者確認審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この要綱の施 行の日(以下「施行日」という。)に会議の委員として依頼されたものとみなす。 この場合において、その依頼されたものとみなされる者の任期は、第3条第1項本 文の規定にかかわらず、施行日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と する。
- 4 この要綱の施行の際現に旧審査会の会長である者は、施行日に第4条第1項の規 定により会長に指名されたものとみなす。

(施行期日)

5 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。